

産業建設常任委員会会議録

令和元年12月10日

宮古市議会

令和元年12月宮古市議会 産業建設常任委員会会議録目次

(12月10日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	6

宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和元年12月10日（火曜日） 午前10時
場 所 議事堂 委員会室



事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第12号 宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- (2) 議案第10号 宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	副委員長
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	高橋秀正	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）

説明のための出席者

付託事件審査（1）

上下水道部長	大久保一吉君	経営課長	三浦吉彦君
施設課長	三浦義和君	副主幹	伊藤真君

付託事件審査（2）

産業振興部長	菊池廣君	農林課長	飛澤寛一君
農政係長	巖岩邦行君	都市計画課長	去石一良君
復興まちづくり 推進室長	久保田英明君		

議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	主任	佐々木健太
------	------	----	-------

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） 只今までの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから産業建設常任委員会を開会いたします。それでは本日の案件はですね、付託事件審査2件、説明事項2件となっておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。それでは本委員会に付託されました議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので、省略いたします。

○

付託事件審査（1） 宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例

○委員長（佐々木重勝君） それでは本委員会に付託されました議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので、省略いたします。初めに、議案第12号宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。はい、落合委員。

○委員（落合久三君） 12の1ページ、全体として12-5に提案の理由が小規模水道を上水道事業に統合することに伴ってというふうに理解しますが、戻って12の1ページの改正後の第3条の3項、水道事業の給水人口5万飛んで340人、それから1日最大給水量2万5,970立方メートルと、非常に初歩的なことを聞くようでちょっと恥ずかしいんですが、給水量の増減が見通された場合には、それを事前に申請をして許可を受けなければならないというふうに水道法では書いてあるんで、そのことは理解するんですが、ここで言っている改正前のとこの比較なんです、改正前が給水人口が5万飛んで500人、改正後が5万飛んで340人その差が160人減っているのは、この簡易水道を上水道に統合する人数がそっくり減っているというふうに思うんですがそういう理解でここはいいんですか。

○委員長（佐々木重勝君） はい、三浦施設課長。

○施設課長（三浦義和君） この人数でございますけれども、上水道の人数と簡易水道と飲水の人数を足したもの、そうなれば当初よりも大きくなるような形なんですけれども、それに人口減が加わってますので、それで、たまたま数字的に似たような数字になったということで、足したけども全体の人口が減っているんでこの数字になりましたということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 私もそうかなと思ったんです。単純に言えば上水道で給水を受けている人口足す簡易水道で給水を受けている人口を足せば一般論だけでも増えるんじゃないかと、多少でもね。いっぱい増えるとは思いませんが、それでもなおかつ減っているっていうのは全体の給水人口自体も結構下がっているために足しても増えないで、微減だということね。給水量もこっちはね、改正前が2万6,000立方メートル、改正後は2万5,970立方メートルでこれを30立方だけっていうのもおなじ説明ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 三浦施設課長。

○施設課長（三浦義和君） これも給水人口から計算して、1日最大給水量を出してますので、同じ理屈によることになります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） ちなみに1日の最大給水量は幾らでしたっけ。

○委員長（佐々木重勝君） 三浦施設課長。

- 施設課長（三浦義和君） 今の部分は2万5,970という意味でしょうか。それとも、こういった意味でしょうか。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 前のところのアンダーラインのところにも最大給水量は別表第1のとおりとする、別表第1が今ちょっと調べてこようと思ったのができなかったんで聞いております。
- 委員長（佐々木重勝君） はい、三浦施設課長。
- 施設課長（三浦義和君） これは簡易水道の改正の部分でございますので、簡易水道の1日最大給水量というので、12カ所ありますけれども、それをおのおのお話してもよろしいですか。トータルは5,204ですけれども、そうですね。すいません、簡易水道の給水量の1日最大給水量は5,204立方メートルということになります。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） そうすると、全体の給水量2万5,970立方メートルと比較すれば、大ざっぱですが、5分の1と。大ざっぱにね。はい、わかりました。次に、12の4ページ、布設工事管理監督者の配置基準並びに資格基準云々というところで、この改正後のところの第30条が簡易水道をなくするためにこの部分がなくなる、というふうに理解するんですが、布設工事管理者というのは残って、本文というか、3条の2が全部削除になるんですが、布設監督者は当然これは居ないと困るんで、第3条2項の大きくくりの布設工事監督者の資格って書いてあるのと本文を削除したので、大丈夫整合性がとれるもんですか。
- 委員長（佐々木重勝君） 三浦施設課長。
- 施設課長（三浦義和君） これは簡易水道事業に関する部分を記述してあるものでございまして、これとは別に上水道の方は、これと同じ文は残っております。上水道に統合されますので、簡水の分は要らなくなったので削ると。上水道の方はそのまま残っているというような形になります。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 下のほうに水道技術管理者があるんですが、水道法上を施行令等を見れば、水道技術管理者の方は義務、設置が義務になってるんですが、布設工事管理者も同じく義務なんではないですか。
- 委員長（佐々木重勝君） 三浦施設課長。
- 施設課長（三浦義和君） これも水道法に規定されております。義務となります。
- 委員長（佐々木重勝君） はい、落合委員。
- 委員（落合久三君） 簡易水道がなくなって上水道に統合されるっていうのはいいんですが、技術的には私ちょっと簡易水道の給水管だの、上水道の給水管と構造上どこでどういうふうに結びついているのか、結びついていないのかがちょっとイメージ化されないので、簡易水道等の小規模水道を上水道に統合する、この統合の仕方はどういうふうになるんですか、技術的に。
- 委員長（佐々木重勝君） 三浦施設課長。
- 施設課長（三浦義和君） 今回の統合というのは、ソフト的な統合ということになりまして、施設自体は簡易水道ごとに全て独立しております。これ管をつないで統合するというものではなくて、経営上で一括で統合する、ソフト的な統合ということになります。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） ということは新たに接続するための管を布設するとか、接合するための工事やるとか、そういうふうにはそもそもなってない。

- 委員長（佐々木重勝君） 三浦施設課長。
- 施設課長（三浦義和君） 実はこの簡水の統合につきましては、工事の方、これは補助金をいただいて、田老とか川井、そちらのほうの工事は施工しております。今回が期限になりましたので、それに合わせて工事の方も大体終了したことから、こういった部分を書類的に提出するというふうな形で補助をもらって工事の方はやっております。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 補助をもらって工事をしてきた、その工事の中身はどういうことです。
- 委員長（佐々木重勝君） 三浦施設課長。
- 施設課長（三浦義和君） 例えば田老簡易水道ですけども、飲料水供給施設とかもっと小さい簡易供給施設とか、そういうのが部落ごとに点在しておりました。それを上流からずっと管をずっと下流までつないで、ところどころの施設を廃止して一本化すると、そして維持管理を容易にするというふうな形で工事はしております。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 点在っていう言い方は変ですけども、結びついているから点在ではないと思うけども、こうそれぞれあった施設を一つにまとめるための工事だとわかりました。
- 委員長（佐々木重勝君） 答弁はいいですね。はい。ほかにございませんか。はい、高橋委員。
- 委員（高橋秀正君） 俺も分かんねえで聞くと。何だべな。八つあると。簡易水道が八つあると。今までののは全部で八つなの。
- 委員長（佐々木重勝君） 簡易水道の箇所ということかな。ただいまの質問分かりますか。三浦施設課長。
- 施設課長（三浦義和君） 簡易水道は12カ所。飲料水供給施設が7カ所、あとは簡易供給施設が4カ所、というふうな形です。
- 委員長（佐々木重勝君） 次の質問にいてよろしいですか。佐々木委員。
- 委員（佐々木清明君） 簡易水道事業統合計画というのが令和2年の4月1日期限ということで、宮古市では平成22年から簡易水道再編推進事業を始め30年度までに終わるということですがけれども、今、落合議員さんからもるお話があったり、高橋議員さんからも話がありましたけれども、この簡易水道と飲料水供給施設、簡易給水施設、こん中においてまず水道料金は全部同じだと思うんですけども、前にちらっと聞いたけどもこの飲料水供給施設の中の箱石飲料水供給施設、それから簡易給水施設の中の箱石の八川給水施設、ここは2軒かな。ここの金額的には料金は同じです。
- 委員長（佐々木重勝君） はい。三浦経営課長。
- 経営課長（三浦吉彦君） はい、お答えいたします。今委員おっしゃるとおり、箱石飲料水供給施設と箱石八川簡易給水施設、ここの2カ所が料金が上水道と異なっております。それで今回の条例改正で料金を統一したいということで提案させていただいております。
- 委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木清明君） そうすれば、箱石のほうは32軒と今言った方の給水施設のが2軒あるんですけども、地元の方々との話し合いは終わってました。
- 委員長（佐々木重勝君） 三浦経営課長。
- 経営課長（三浦吉彦君） 7月に地区のほうに出向きまして説明会のほうを行いました。了承をいただいたと考えております。それから箱石八川については2世帯ですので、ここも直接出向きまして、ご説明をして了解のほ

ういただいております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） そうすればもう水道料金についてはみんな平等というような形になりますかね。はい、ありがとうございます。いいです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 12の3ページで聞きますが、ちょっとこれ産業建設常任委員として問題だと言われそうですが、簡易水道の会計は何でしたっけ、特別会計でしたか。

○委員長（佐々木重勝君） 三浦経営課長。

○経営課長（三浦吉彦君） はい、現在企業会計のほうで行っております。

○委員（落合久三君） 要するに特別会計だということね。ちょっと簡易水道事業全体を今説明されたように、条例も廃止するとすれば企業会計の簡易水道はこれはどうなります、条例上は。

○委員長（佐々木重勝君） 三浦経営課長。

○経営課長（三浦吉彦君） 上水道と同じになりますので、上水道の会計をいたします。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。いいですか。はい、ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了したいと思いますよろしいですか。そのほかございませんか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。ほかになければこれで質疑を終了いたします。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第12号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第12号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案可決すべきものと決定いたしました。説明員の入れかえを行いたいと思います。

○

付託事件審査（2） 議案第10号 宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に議案第10号宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、藤原委員。

○副委員長（藤原光昭君） はい、大変初歩的なことなんですけど、説明のときも話されたように、もうこれを廃止をすると。千鶏農村センターを廃止するという事は意味はわかりますが、この背景はもう津波で、この千鶏集落が全部やられてこういう集会施設も必要に新しく建てるんじゃなくて、廃止をして新しく建てる必要がなくなったという状況でこれ廃止をするんですか。その背景を。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） はい、この施設につきましては、東日本大震災で被災した施設でございます。周辺に消防コミュニティーセンターがございまして、そちらが近い位置にございまして、そちらが地域の集会施設として活用されているということで、代替えの施設も必要ないだろうということで今回廃止のお願いをさせていただきました。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。はい。そのほかございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） 10の1ページ、ちょっとさもないことなんですが、改正前のアンダーラインの文章、一部の停止を命じている間はこの限りではない。改正後「は」がとれてこの限りでない。これは、限りではないと、限りでない。ここはなぜこういうふうに変更したんですか。何か意味があると思うんですが。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） これにつきましては、検討した中で、ほかの条例等の文言を確認したところ、改正後の方が正しいだろうということで、こちらのほうに合わせさせていただきました。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） ほかの条例等の整合性まではいいいんですが、その方が正しいというのはちょっと違うんじゃないかなと。国語的に言って限りでないって文章が正しくないってことはないと思いますよ。何か意味があるんだろうなと思って。いいです。今課長の説明で他の条例との整合性っていうか、合わせたと。了解。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ないようですのでこれで質疑を終わります。これから議案第10号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第10号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案可決すべきものと決定いたしました。以上で当委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。お諮りいたします。12月20日の本会議における委員長報告につきまして、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。異議なしと認めます。

以上で付託事件審査を終了いたします。

午前10時22分 休憩

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木重勝